

生駒市地域防災計画

【本編】

(修正案)

生駒市防災会議

第1章 市民の防災力の向上

本編 P 2 2

第1節 防災知識の普及

現状	市民・地域向けのパンフレットや各種ハザードマップの作成、広報紙、ホームページの活用、防災訓練、出前講座による防災教育等、様々な方法で、防災に関する情報を提供し、市民の防災意識の高揚を図っている。
課題	市民一人一人が危機感を持ち、災害に備え、防災・減災に取り組むことが重要である。このため地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。
基本方針	平時からの市民に対する防災知識の普及・啓発はもとより、学校や職場においても防災教育を推進し、多様な方法で防災意識の啓発と知識の向上を図ることにより、地域防災力を高める。

1 市民に対する普及啓発	経営企画部、消防本部
市は、市民・地域向けのパンフレットや各種ハザードマップの作成、広報紙・ホームページの活用、防災訓練、出前講座による防災教育など様々な方法で、防災に関する情報を提供し、市民の防災意識の醸成を図るための啓発活動を実施する。 この際、居住地ごとの災害リスクや取るべき行動を周知するとともに、避難に関する情報の意味（個々の情報でとるべき行動や、安全な場所にいる人まで避難施設に行く必要がないこと等）や、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服して避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとることの重要性について、実践的な防災教育や避難訓練を通じて理解の促進を図る。また、防災用品の紹介等を行い、各家庭での家具の転倒防止策や家庭内備蓄及び 避難時の非常持ち出し品準備 を推進する。	
2 防災関係機関の職員に対する防災教育	防災関係機関
防災関係機関は、それぞれの業務を通じ、また、講習会、研修会、防災訓練見学、現地調査、印刷物の配布等により、職員の防災教育を実施する。	
3 防災管理者を必要とする施設に対する防災教育	消防本部
市は、法令の規定による防災に関する責務を有する施設に対し、防災管理者の資格取得を指導し、施設の管理・応急対策上の措置等の周知徹底に努める。 防災管理者は、自衛の消防組織の確立、施設の維持管理、防災管理上必要となる教育及び訓練を実施するための防災計画を作成し、周知徹底を図る。	
4 児童、生徒等に対する防災教育	教育部、消防本部（消防団）
市は、教職員、児童・生徒及び園児に対し、防災教育を実施する。	
5 防災知識等の習得	市民
市民は、市等が開催する研修会や訓練等に積極的に参加するとともに、家庭・地域等で防災知識等の習得に努める。	
6 各事業者に対する普及啓発	経営企画部、地域活力創生部
市は市内各事業者に対し、豪雨等が予想される際には、テレワークの利用、時差出勤、計画的休業等を行い、通勤に伴う被害や混乱の発生を防止するよう促す。	

理由：総合防災訓練の成果(防災マルシェ実施目的及び避難所宿泊訓練の教訓(避難所宿泊訓練参加者97%が見直し必要と回答))

第 2 節 自主防災会の育成

現状	自主防災会は、共助の精神に基づき、災害発生に備え防災に関する知識・技術等の普及・啓発に努めるとともに、災害時において被害の防止・軽減に努める活動を行うことを目的として、自治会毎、あるいは複数の自治会が共同で構成する組織である。令和 7 年 4 月 1 日現在、市内 128 自治会のうち 123 の自治会で 106 の自主防災会が結成されている。
課題	災害時は、隣近所で協力して消火・救出活動、子どもや避難行動要支援者の避難誘導を行うなど地域コミュニティでの共助が重要である。しかしながら、住民の価値観の多様化や核家族化の進行に伴い、地域のコミュニティ意識が希薄になっている。
基本方針	コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努めるとともに、住民組織の防災活動への取組みについて啓発し、自主防災会の育成に努める。また、自主防災会の運営や活動には、女性をはじめあらゆる立場の人々が積極的に参画できるよう意識改革や参画促進に向けた取組みを推進する。

1 自主防災会結成の促進	経営企画部
市は、災害対策用資機材の購入に対しての補助を行うことなどにより自主防災会の結成を促進し、地域防災力の向上を図る。	
2 自主防災会の育成	経営企画部、消防本部
市は、防災に関する訓練、講座、説明会等への職員派遣等により、防災に関する様々な情報を提供し、自主防災会に対する意識の高揚を図るとともに、その育成、指導を推進する。	
3 自主防災会の防災活動	自主防災会
自主防災会は、市及び自治会と十分協議の上、自らの規約、防災計画（活動計画）を定め、訓練の開催等を通じ、住民同士のコミュニケーションを深め、助け合える地盤をつくる活動を行う。 また、活動にあたっては自治会と密接な連携を保持するとともに、消防団、近隣の自主防災会、地域の企業等をはじめ、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、市民活動団体（NPO）、PTA 等地域で活動する公共的団体、学校、医療施設、社会福祉施設等地域の様々な団体との連携に努めるとともに、女性や若年層、昼間市外へ通勤通学する市民の参画を推進する。	
4 防災リーダーの育成と活用	経営企画部、消防本部
市は、地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行うことができる、災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーの育成と活用に努める。	
5 地域防災への貢献	市民
市民は、自主防災会に積極的に参加し、 避難所の運営に関する活動 など地域防災に貢献するよう努める。	

理由：総合防災訓練の成果（避難所宿泊訓練参加者の 92%が避難所運営に関わりたいと回答）

第 3 節 防災訓練の実施

現状	大規模地震や風水害による被害を想定し、総合防災訓練をはじめ、災害図上訓練、地域実働防災訓練、災害時徒歩帰宅訓練等、様々な訓練を実施している。
課題	効果的な防災対策を推進していくためには、各主体単独による訓練だけでなく、多数の主体が参加・連携した訓練の実施を通じて相互補完性を高めていく必要がある。また特に、複数の地域（自治会）の市民が地震災害時に利用を予定する避難施設について、その開放・開設・運営に関する訓練を推進する必要がある。
基本方針	防災関係機関と連携して、女性や避難行動要支援者の参画を含め、多くの市民の参加を得た訓練を実施する。また、多様な防災訓練を計画的かつ体系的に実施し、組織的に災害対応能力の向上が図られるよう努める。

1 総合防災訓練	経営企画部、消防本部
<p>市は、災害時に迅速・的確に活動できる態勢を確立するため、市民（自主防災会・自治会等）、国、県、消防、警察、自衛隊、学校、医療関係者、ライフライン事業者、建設事業者、通信事業者、ボランティア等が参加する総合防災訓練を実施する。</p> <p>なお、訓練は、様々な条件を設定し、参加者自身の判断が求められる内容や市民が主体的に参加できる内容を盛り込むなど、実践的な訓練となるよう努める。</p> <p>また、訓練後には評価を行い、必要に応じて体制等の改善に努める。</p>	
2 避難施設ごとの訓練	自治会・自主防災会、経営企画部
<p>自治会・自主防災会及び市は、避難施設、特に地震災害時に複数の地域（自治会）の市民が使用を予定する指定避難施設の開放・開設・運営について、地域の自治会と連携し、関係する全自主防災会・自治会、市の避難所自動参集職員・避難所担当職員、施設管理者等が参加する実践的訓練の実施に努める。</p>	
3 その他の個別訓練	各部
<p>市は、適宜、効果的な時期を選定し、消防訓練、水防訓練、避難訓練、災害救助訓練、非常参集訓練、災害対応図上訓練等の個別訓練の実施に努める。</p> <p>なお、各訓練は、地震、水害、土砂災害、火災等、災害の種別ごとに、テーマを明確にした実践的な内容となるよう努める。</p>	
4 防災関係機関や企業等の訓練	防災関係機関、企業等
<p>防災関係機関や企業等は、自ら従業員等が参加する防災訓練を積極的に行うとともに、市や県が実施する防災総合訓練や地域が実施する防災訓練に積極的に参加、協力を行う。</p>	
5 自治会・自主防災会の訓練	自治会・自主防災会
<p>自治会と自主防災会は自治会と密接に連携しつつ、市の支援を得て、避難訓練、安否確認訓練、情報収集・伝達訓練等の市民参加型訓練の企画・実施に努める。なお、各訓練は、女性、避難行動要支援者を含む多くの市民が参加できるよう配慮する。</p>	
6 訓練への参加	市民
<p>市民は、市や自治会・自主防災会等が企画する訓練に積極的に参加する。</p>	

理由：総合防災訓練の成果（自治会・自主防災会訓練で改めて重要性を再認識）

第4節 企業等の地域防災活動参加促進

現状	県が県内に事業所を有する企業等の経営者や市町村の防災担当者等に対し、ワークショップを開催し、事業継続計画（BCP）策定支援を行っている。
課題	企業等は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（BCP）の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。
基本方針	県や生駒商工会議所等と連携し、企業等の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。また、事業継続計画（BCP）の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備等の支援を行う。

1 企業等に対する地域防災活動参加への促進	地域活力創生部
<p>市は、企業等に対して、自衛防災組織の育成・指導、防災マニュアルや事業継続計画（BCP）策定に必要な情報提供を行うなど、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動を行う。</p> <p>また、企業等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。</p>	
2 企業等の地域防災活動	企業等
<p>企業等は、災害時の企業の果たす役割（従業員・顧客の安全確保、二次災害の防止、経済活動の維持、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、施設・設備の災害に対する安全性を高めるとともに、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。</p> <p>また、防災体制の整備、従業員の安否確認体制の整備、必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備、防災訓練、予想被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努める。</p> <p>なお、特に、食料、飲料水、生活必需品、医薬品を提供する企業や運送事業者、建設業者等は、物資等提供の協定締結、地域の防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努める。</p>	
3 一斉帰宅抑制対策	地域活力創生部、企業等
<p>市は、大規模地震による多くの帰宅困難者の発生に伴う混乱に備え、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所内にとどめておくためのルールづくりや、そのために必要となる水、食料等の備蓄についてや歩いて帰ることが適切かを冷静に判断することの啓発を行う。</p> <p>企業等は、事業所防災計画等において、従業員の施設内待機に係る計画を定め、従業員にその内容を周知するとともに、施設内待機のために必要な水、食料等の備蓄に努める。</p>	

理由：総合防災訓練の成果（帰宅困難徒歩訓練の教訓）

第5節 災害ボランティア活動支援環境の整備

現状	市社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターの設置に備え、「災害支援マニュアル」を作成するとともに、県社会福祉協議会と共同して、災害ボランティア設置・運営訓練等の災害対応訓練を実施している。
課題	ボランティアは、自主的かつ自発的に活動するものであるが、災害時には一定の情報がないと効果的な活動が期待できないため、災害ボランティア活動が有効かつ機能的に発揮されるためには、市の連携・支援が必要となる。
基本方針	災害時には、市や防災関係機関による防災活動だけでなく、市民や地域外からの災害ボランティアによる各種の活動が重要であることから、その確保と活動の活性化、円滑化を図るため、災害ボランティアコーディネーターを養成するとともに、災害ボランティア活動の普及、啓発や各種講座の開催、既存のボランティアの活性化を推進する。

→資料集3-3-1 災害応援協定一覧 関連計画集 X「生駒市自治連合会防災計画」

1 災害ボランティア拠点の整備	市社会福祉協議会
市社会福祉協議会は、市と連携して、災害時に災害ボランティアセンターを迅速に設置運営できるよう、体制整備に努める。	
2 ボランティア活動支援体制の整備	市社会福祉協議会 地域活力創生部
市社会福祉協議会は、市、県、関係機関・関係団体・既存ボランティア及び自治連合会と連携して、災害時におけるボランティア活動支援体制の整備を行うとともに、ボランティアと被災地の調整役となる災害ボランティアコーディネーターの養成やボランティア団体等が相互に連携し活動できるようネットワーク化を図る。	
3 災害ボランティアの育成・啓発	経営企画部、地域活力創生部、福祉部
市は、市社会福祉協議会と連携して、ボランティア希望者のための各種講習の開催、ボランティアとの防災訓練の実施等により、災害ボランティアの育成・啓発を行うとともに、災害ボランティア登録制度の確立を図る。このため、 広報活動等を通じて事業者及び市民の関心と理解を深めるとともに、市民参加を促進するための必要な措置を講ずる。 また、 避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域ボランティア人材の育成・確保に努める。	
4 専門ボランティアの把握	市社会福祉協議会
市社会福祉協議会は、市と連携して、県ボランティア・NPO活動情報提供システム（奈良ボランティアネット）等を活用し、専門的知識、経験や資格をもつ専門技術ボランティアの情報を事前に把握し、災害時に確保できるよう体制の整備に努める。	

災害ボランティアセンター設置予定場所	北コミュニティセンターISTAはばたき
--------------------	---------------------

理由：防災基本計画の修正（官民連携や人材育成の推進）

第 7 節 食料・飲料水・生活必需品の備蓄、確保

現状	防災倉庫を整備し、災害用物資の備蓄を行っているほか、民間事業者と物資の調達、供給等に関する協定を締結している。また、奈良県広域水道企業団を通じ、災害時の水の供給体制を確保している。
課題	地震被害想定では、最悪のシナリオで1万人を超える避難所生活者が発生することが予想されており、避難生活が長期にわたるときは、市の備蓄物資のみでは、食料・飲料水・生活必需品等の供給が不足する。
基本方針	食料・飲料水・生活必需品の備蓄は、市民自らが行うことを基本とする。ただし、災害による家屋の滅失、損壊等により水、食料、生活必需品の確保が困難な市民に対して、必要な物資を供給するため、その確保体制について整備する。 また、市民・企業等に対して、災害発生直後の最低限の水、物資（食料、生活必需品）の確保を自ら図るように周知・啓発に努める。

- 資料集 3-3-1 災害応援協定一覧
- 資料集 5-1-2 災害時の給水拠点
- 資料集 5-2-1 防災倉庫の保管数量表
- 資料集 5-2-2 備蓄方針
- 資料集 5-2-3 給水関係の物資の備蓄・整備状況

1 物資の備蓄	経営企画部、地域活力創生部、市民
<p>市は、地震被害想定での避難所生活者数を参考として、備蓄目標を設定し、食料、水及び生活必需品の確保に努める。快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のため、入浴施設、洗濯施設、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレトーパー、生理用品のほか、マスク等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄する。これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとする。</p> <p>物資の調達は、新物資システム（B-P L o）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。</p> <p>備蓄方法は、分散して配備する防災倉庫での公的備蓄、関係団体等との応援協定締結による流通備蓄により行う。</p> <p>また、市民に対して、パンフレットの配布や防災訓練等を通じ、自主備蓄すべき物資等の種類や量について啓発する。</p> <p>市民は、ライフラインの途絶により炊事、調理を行うことが困難であると予想される7日分程度の食料及び水を各家庭で備蓄することに努める。</p>	
2 給水体制の整備	奈良県広域水道企業団
<p>奈良県広域水道企業団は、災害時の応急給水に備え、計画的に緊急耐震貯水槽や緊急遮断弁、緊急用給水設備等を整備するとともに、維持管理に努める。</p> <p>また、給水タンク車、給水用資機材等を備蓄し、保有状況、支援可能人員等の給水に必要な情報を常に保有するとともに、維持管理に努める。</p>	
3 調達体制の整備	経営企画部
<p>市は、飲料水、食料、生活必需品等の緊急物資について、協定締結済みの関係団体等と連携し、災害時の調達体制をあらかじめ整備する。</p> <p>なお、応援協定締結状況から、調達可能な物資の品目・数量・集積場所及び担当部署等を確認しておく。特に、食物アレルギーやハラールに配慮した食料の確保に努める。</p>	

理由：防災基本計画の修正（被災者支援の充実）

- ・避難生活における生活環境確保に係る取組の充実化
- ・地方公共団体による物資の備蓄状況の公表

第3章 事象別の災害予防

第1節 風水害予防対策

現状	竜田川、富雄川は、県が水位周知河川に指定しており、浸水想定区域が公表されている。また、県は、大和川流域治水対策の見直しを図るべく、支流単位のモデル流域を設定し、市町と連携した具体的な流域対策案の検討を行っている。
課題	市内の竜田川流域には、浸水常襲地域があり、また、富雄川上流や天野川支流では、局地的大雨により氾濫した実績があるため、当該地域の浸水被害を軽減するためには、河川改修に加えて流域で雨水を貯留・浸透させる多面的な流域治水対策を充実させる必要がある。 また、浸水想定区域に係る要配慮者利用施設の避難確保措置が重要である。
基本方針	大雨、洪水等による水害の危険から、市民の生命や財産を守るため、治水施設の整備等のハード対策を着実に進めるとともに、雨量や河川水位の情報提供、避難計画の作成、河川に関する普及・啓発等のソフト対策を併せて実施する。

- 資料集 1-2-4 重要水防区域一覧
- 資料集 1-2-5 水防警報河川・水位周知河川一覧
- 資料集 2-2-1 浸水想定区域ごとの情報伝達方法等
- 資料集 2-2-2 浸水想定区域に係る要配慮者利用施設一覧

1 河川・水路の改修・整備	建設部
市は、河川や水路の安全性を高めるため、県の行う河川整備事業等に協力するほか、所管する河川に係る各施設に対して、緊急度に応じた河川維持・修繕、河川改良等の改修工事を推進するとともに、浚渫、内水排除等の実施により、洪水の予防に努める。	
2 洪水リスクの周知等	経営企画部、建設部
市は、県が公表する河川の浸水想定区域や水深等について、ハザードマップ等の作成や配布により、市民に危険箇所、避難情報の伝達方法、避難所等を周知する。 なお、水防法上、「地域防災計画に定めなければならない事項」についての詳細は、資料集に示す。	
3 洪水の警戒避難体制の整備	経営企画部、建設部
市は、水位周知河川の避難判断水位到達情報の発表、 レベル3大雨警報及びレベル4大雨危険警報の発表 、水防警報の発表、浸水想定区域の指定・公表等の各種情報を活用しながら、警戒避難体制の整備を行い、「避難勧告等判断・伝達マニュアル」を作成する。	
4 竜巻・突風等の災害予防対策	経営企画部、都市整備部
市は、竜巻注意情報及び竜巻発生確度ナウキャストの的中率及び予測精度を踏まえつつ、これらの情報が発表されたときの対応について、奈良地方気象台及び県と協力し、広く市民に普及を図る。 また、建築物防災週間等を利用して、建築物の所有者又は管理者に対して、風により倒壊、落下、又は飛散するおそれのある設備等の安全対策について啓発活動を実施する。	
5 要配慮者利用施設の避難確保	施設管理者等、福祉部、子育て健康部、教育部、経営企画部
浸水想定区域に係る要配慮者施設の管理者等は、水防法第15条の3に基づき、避難確保計画を作成・整備するとともに訓練を実施し、市に報告する。 市はこれを受け、その内容について必要な助言・勧告を行う。	

理由：防災気象情報の改善（令和8年度出水期から運用開始予定）

第2節 土砂災害予防対策

現状	県により、市内には土砂災害警戒区域が 367 箇所指定されており、そのうち 293 箇所は土砂災害特別警戒区域に指定されている。(令和 7 年 8 月 8 日)
課題	近年の宅地化の進行により土砂災害の危険性が高まりつつあり、今後とも危険地域の実情に即した対策を講じるとともに、新たな危険性を増加させないよう監視や制限が必要である。 また、土砂災害警戒区域に係る要配慮者利用施設の避難確保措置が重要である。
基本方針	土砂災害を未然に防止するため、県と連携して危険箇所の実態を把握し、災害防止対策を実施するとともに、市民への周知徹底に努める。また、災害発生時において円滑に避難が実施できるよう、あらかじめその体制を整備する。

- 資料集 1-2-2 市内の土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
- 資料集 1-2-3 土砂災害の前兆現象
- 資料集 2-3-1 土砂災害警戒区域ごとの情報伝達方法等
- 資料集 2-3-2 土砂災害警戒区域に係る要配慮者利用施設一覧

1 土砂災害対策事業の推進	建設部
市は、県の砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業の推進に協力するとともに、必要に応じて、事業推進の要請を行うなど、土砂災害の予防に努める。 また、必要に応じて、危険箇所について事前調査し、対策工事等の検討やパトロールの実施に努める。	
2 土砂災害リスクの周知等	経営企画部、建設部
市は、県が公表する土砂災害警戒区域について、ハザードマップ等の作成や配布により、市民に該当区域、避難情報の伝達方法、避難所、避難経路等を周知する。 なお、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律上、「地域防災計画に定めなければならない事項」についての詳細は、資料集に示す。	
3 土砂災害の警戒避難体制の整備	経営企画部、建設部
市は、 土砂災害警戒情報レベル3 土砂災害警報及びレベル4 土砂災害危険警報 の発表、土砂災害警戒区域の指定・公表、土砂災害の前兆現象に関する情報等の各種情報を活用しながら、警戒避難体制の整備を行い、「避難勧告等判断・伝達マニュアル」を作成する。 また、特に、土砂災害警戒区域等が集中的に分布する地域を対象として、積極的な自主防災会の育成を推進し、土砂災害に対する自衛意識の醸成に努める。	
4 宅地防災の推進	都市整備部
市は、丘陵地等における宅地開発に伴い、土砂災害等による被害が生じるおそれのある市街地又は市街地となろうとする区域には、必要な指導を行うとともに、宅地防災パトロールを実施し、災害発生の未然防止に努める。	
5 要配慮者利用施設の避難確保	施設管理者等、福祉部、子育て健康部、教育部、経営企画部
土砂災害警戒区域に係る要配慮者施設の管理者等は、土砂災害防止法第 8 条の 2 に基づき、避難確保計画を作成・整備するとともに訓練を実施し、市に報告する。 市はこれを受け、その内容について必要な助言・勧告を行う。	

理由：防災気象情報の改善（令和 8 年度出水期から運用開始予定）

第4節 火災予防対策

現状	市には、消防事務を処理するため、単独方式の消防本部とともに、4つの機動分団と女性広報指導分団からなる消防団を設置している。なお、消防指令業務については、平成28年度から奈良市と共同運用を行なっている。
課題	地震被害想定では、最悪のシナリオで約300棟の延焼による焼失建物が発生することが予想されており、市の消防力だけでは、速やかな消火活動が困難になるおそれがある。
基本方針	火災による被害から市民の生命や財産を守るため、出火、延焼拡大予防のための防火指導の徹底、消防力の強化及び消防水利の整備等を図る。また、 気象状況により火災警報、林野火災注意報・警報を発令し火災予防に努める。併せて、救助・救急体制や広域応援受入れ体制の整備に努める。

- 資料集 3-3-1 災害応援協定一覧
- 資料集 6-1-1 消防組織
- 資料集 6-1-2 消防保有救助資機材一覧

1 防火思想の普及	消防本部
市は、市民に対して、防火指導の強化、防火意識の啓発、火災予防広報等を推進し、防火思想の普及に努めるとともに、住宅用火災警報器の設置の推進に努める。 また、消防法に基づき、防火管理者に対して、火災予防査察等を強化し、防火対象物に係る消防計画の作成、防災訓練の実施、消防設備等の点検、火気の使用等の監督、収容人員の管理及びその他防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。	
2 消防力の整備	消防本部
市は、「消防力の整備指針」や「消防水利の基準」を勘案し、消防職員、消防車両等、消防水利、救助・救急資機材の年度別計画を作成するとともに、それぞれの計画にしたがい、消防の体制整備や施設整備に努める。 また、消防水利は、常時使用可能となるよう適正な管理を行うとともに、消火・救助・救急活動に使用する車両や資機材等は定期的に点検整備を行う。	
3 救助・救急体制の整備・拡充	消防本部
市は、救急隊員へのトリアージ研修の実施に努めるとともに、救急自動車の整備拡充、救急救命士の育成、救助工作車・救助用資機材・高度救助用資機材の整備等に努める。 また、市民に対して、救命講習会等を通じて、心肺蘇生法などの応急手当に関する知識・技能の普及を推進する。	
4 相互応援体制の確立	消防本部
市は、協定に基づく大規模災害時の消防応援部隊や緊急消防援助隊による消火・救助・救急活動が実施される場合に備え、必要な応援、受援体制の整備に努める。	
5 通電火災対策	消防本部
市は、復電時における通電火災を防止するため、 住宅用防災機器感震ブレーカー 等の展示、啓発用パンフレットの作成・配布、講演会の開催等を行うことにより通電火災防止対策を推進する。	
6 消防団の充実強化	消防本部
市は、適正な消防団員数を確保するため、サラリーマン、公務員、青年層や女性の入団促進を啓発するとともに、処遇の改善、消防団協力事業所表示制度の活用、機能別分団・団員の導入の促進等の推進に努める。	

また、消防大学校及び県消防学校における教育訓練、講習会等への派遣、参加を通じて消防団員の消防に関する知識及び技術の向上を図るとともに、消防団の装備の改善等により消防団活動の充実強化を図る。

7 林野火災に対する警戒の強化

消防本部・地域活力創生部・経営企画部

市は、火災の予防上危険な気象状況になった際には、林野火災に関する警報等を的確に発令するとともに、警戒パトロール等の強化を図り、屋外においての火の使用制限に対する注意喚起を徹底する。

修正理由：感震ブレーカーの展示・啓発（総合防災訓練の防災マルシェ等）
林野火災注意報（警報）の運用開始

動員表-1

動員区分	1号警戒配備	2号警戒配備	警戒本部(0号配備)	警戒本部(1号配備)	警戒本部(2号配備)	1号動員	2号動員	3号動員
目的	小規模災害に対応する	複数の小規模災害に対応する	早期避難に対応する	早期避難及び小規模災害に対応する	避難及び複数の小規模災害に対応する	中規模災害に対応する	複数の中規模災害に対応する	大規模災害に対応する
体制	台風	災害警戒本部体制		災害警戒本部体制		災害対策本部体制		
	水害	警戒体制		災害警戒本部体制				
	地震	警戒配備		災害警戒本部体制				
	原子力災害	原子力災害警戒本部体制		災害警戒本部体制				
事故等	事故災害対策本部体制		災害警戒本部体制					
配備基準	<input type="checkbox"/> 市に気象警報が発せられたとき <input type="checkbox"/> 河川水位が氾濫を越えたととき <input type="checkbox"/> 南海トラフ地震(巨大地震)が発せられたとき	<input type="checkbox"/> 河川水位が避難判断を超えたととき	<input type="checkbox"/> 台風の接近による被害の恐れがあるとき <input type="checkbox"/> 台風の接近による被害の恐れがあるとき <input type="checkbox"/> 台風の接近による被害の恐れがあるとき <input type="checkbox"/> 台風の接近による被害の恐れがあるとき	<input type="checkbox"/> 予め「高齢者等避難」を命じたとき <input type="checkbox"/> 予め「高齢者等避難」を命じたとき <input type="checkbox"/> 予め「高齢者等避難」を命じたとき	<input type="checkbox"/> 「高齢者等避難」を発令するとき <input type="checkbox"/> 「高齢者等避難」を発令するとき <input type="checkbox"/> 「高齢者等避難」を発令するとき	<input type="checkbox"/> 市に「土砂災害警戒警報」が発せられたとき <input type="checkbox"/> 市に「土砂災害警戒警報」が発せられたとき <input type="checkbox"/> 市に「土砂災害警戒警報」が発せられたとき	<input type="checkbox"/> 市内で中規模の災害が発生したとき	<input type="checkbox"/> 市内で大規模災害が発生したとき <input type="checkbox"/> 市内で大規模災害が発生したとき
	<input type="checkbox"/> その他危機管理監が配備の必要を認めるとき	<input type="checkbox"/> その他副市長が配備の必要を認めるとき	<input type="checkbox"/> その他市長が配備の必要を認めるとき	<input type="checkbox"/> その他市長が配備の必要を認めるとき	<input type="checkbox"/> その他市長が配備の必要を認めるとき	<input type="checkbox"/> その他市長が配備の必要を認めるとき	<input type="checkbox"/> その他市長が配備の必要を認めるとき	<input type="checkbox"/> その他市長が配備の必要を認めるとき

レベル4
土砂災害
危険警報

レベル3
土砂災害
警報などが
発表されるなど
(追記)

理由：防災気象情報の改善（令和8年度出水期から運用開始予定）

第2節 地震災害配備体制

地震が発生し、又は発生により被害が発生するおそれがあるときには、迅速かつ的確に、災害の防御、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、震度階級等の区分に応じた必要な組織動員体制をとるとともに、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意する。

【各項の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安					
	発災後～ 3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1か月	1か月～
1 職員の配備・動員						
2 緊急初動体制						
3 災害警戒本部の設置・運営・閉鎖						
4 災害対策本部の設置・運営・閉鎖						
5 緊急避難場所の開放・運営・閉鎖						
6 地区連絡所の開設・運営・閉鎖						
7 救護所の開設・運営・閉鎖						
(参照) マニュアル編 第1章第2節 地震災害配備体制 資料集 3-1-2 災害対策本部編成表 資料集 3-1-3 緊急初動体制 資料集 3-2-6 奈良県内の震度観測地点 マニュアル編 第3章第3節 医療・救護活動 資料集 3-2-7 震度階級表 資料集 4-2-1 段階別収集情報項目 関連計画集 避難所運営マニュアル 別冊「緊急避難場所の開放と感染症対策」						

1 職員の配備・動員	
担当部	本部事務局ほか各部
実施内容	動員表(50頁)の基準に基づき、動員を行い、震度階級に応じて自動的に配備につく。
主な連携先	—

2 緊急初動体制	
担当部	本部事務局ほか各部
実施内容	勤務時間外に、市域で震度5弱以上の揺れが観測されたとき、地震災害対策消防本部、緊急初動部からなる緊急初動体制を編成し、情報収集等の緊急初動活動を行う。 なお、緊急初動体制は、市長が不要と認めたとき、又は災害警戒本部若しくは災害対策本部を設置したときなどに解除する。
主な連携先	奈良県

3 災害警戒本部の設置・運営・閉鎖	
担当部	本部事務局ほか各部
実施内容	市域で震度5弱の揺れが観測されたとき、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき、副市長は、災害警戒本部を設置する。 災害警戒本部は、庁舎大会議室に設置し、定期的に警戒本部会議を開催し、各部の情報を共有し、統一された状況認識に基づき、適切な意思決定を行う。 また、危険がなくなると副市長が認めたときは警戒本部を閉鎖するとともに、被害や避難者の状況に応じて適宜の体制に移行し、段階的に縮小・解除する。市長が災害対策本部を設置したときは、災害警戒本部を閉鎖する。
主な連携先	消防団(災害対策)、奈良県

4 災害対策本部の設置・運営・閉鎖	
担当部	本部事務局ほか各部
実施内容	<p>市域で震度5強以上の揺れが観測されたとき、災害対策本部を設置する。</p> <p>災害対策本部は、庁舎大会議室に設置し、定期的に対策本部会議を開催し、各部の情報を共有し、統一された状況認識に基づき、適切な意思決定を行う。</p> <p>この際、業務継続計画（BCP）に定める体制に移行する。</p> <p>なお、庁舎が被災し、災害対策本部を設置できないときは、消防本部等に災害対策本部を移設する。</p> <p>また、災害対策の進捗あるいは被害の規模等に応じて適宜動員・組織編成を縮小し、災害対策が終了したときは、災害対策本部を閉鎖する。</p>
主な連携先	消防団（災害対策）、防災関係機関（リエゾン派遣）、奈良県（リエゾン派遣等）生駒市アマチュア無線非常通信協力会（市域で震度5強以上の地震が観測された場合または電話回線の大規模な障害が発生している場合）

5 緊急避難場所の開放・運営・閉鎖	
担当部	教育部、避難所自動参集職員、施設管理者、自主防災会・自治会等
実施内容	<p>市域で震度5強以上の揺れが観測されたとき、施設の安全を確認したのち、全ての緊急避難場所を開放し、避難者を受入れる。</p> <p>南海トラフ臨時地震情報（警戒または注意）が発表されたときは、状況に応じて緊急避難場所の一部を開放して避難所を受入れる。</p> <p>職員が不在のときは施設管理者が、職員及び施設管理者が不在のときは自主防災会・自治会等が、施設の安全を確認したのち緊急避難場所を開放し、避難者を受入れる。</p> <p>緊急避難場所の開放・運営は、「避難所運営マニュアル」および別冊「緊急避難場所の開放と感染症対策」にしたがい行う。</p> <p>指定緊急避難場所以外の施設に住民が避難した場合は、自治会・自主防災会等と連携し併せてその状況も把握する。</p> <p>開設している指定避難所は在宅避難や車中泊避難等を含む指定避難場所以外の避難者に対する支援拠点として必要な支援を実施する。</p>
主な連携先	奈良県

避難所を開設する場合については、第4章第1節第1項を参照

6 地区連絡所の開設・運営・閉鎖	
担当部	教育部、避難所自動参集職員、自主防災会・自治会等
実施内容	<p>市域で震度5強以上の揺れが観測されたとき又は当該地区において情報の収集、広報、市民相談等の災害応急対策を実施するため、市内の中学校に地区連絡所を開設する。</p> <p>地区連絡所は、管内を対象に自主防災会・自治会等の協力を得て、被害情報（生埋者・死傷者・建物被害・火災・道路被害等の概数）の収集、避難所の開設と市民の避難誘導、市民に対する広報活動等の災害応急対策の実施にあたる。</p> <p>なお、地区連絡所は、災害応急対策が概ね終了したと認められるとき、又は災害の発生のおそれが解消したときに閉鎖する。</p>
主な連携先	各中学校（地区連絡所の開設・運営）、奈良県

7 救護所の開設・運営・閉鎖	
担当部	医療福祉部、生駒市医師会
実施内容	市域で震度5強以上の揺れが観測されたとき、市内の中学校に救護所を開設する。救護所では、原則として軽症患者に対する処置を行う。
主な連携先	郡山保健所、協定締結団体等（救護所の開設、医薬品の確保）

理由 総合防災訓練の成果（災害対策本部訓練の教訓）

（震度5強以上の地震が発生した場合は、かなりの混乱の発生が予想され自動的に非常時優先業務を処理する必要を改めて認識）

第3節 原子力災害配備体制

本市は、国の原子力災害対策指針が示すU P Z（原子力発電所から30km圏内）に位置していないが、今後、国等から示される検討結果や被害想定などをもとに、県と連携して、原子力災害の応急対策について検討を行っていく。また、福井県など、原子力発電所立地県からの避難者受入について、積極的に協力していく。

【各項目の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安					
	発災後～ 3時間	3時間～ 24時間	24時間～ ～3日	3日～ 7日	7日～ 1か月	1か月～
1 職員の配備・動員						
2 原子力災害警戒本部の設置・運営・閉鎖						
3 拠点避難所等の開設・運営・閉鎖						
(参照) マニュアル編 第1章第3節 原子力災害配備体制 資料集 3-1-4 原子力災害警戒本部事務分掌 関連計画集 避難所運営マニュアル 別冊「緊急避難場所の開放と感染症対策」						

1 職員の配備・動員	
担当部	本部事務局ほか各班
実施内容	危機管理監の判断を受け、特定事象の発生状況等を勘案して決定された配備体制に基づき、動員を行い、配備につく。 なお、動員の伝達は、勤務時間内は、電話、庁内放送等で行い、勤務時間外は、携帯メール、緊急連絡網による電話連絡等により行う。

2 原子力災害警戒本部の設置・運営・閉鎖	
担当部	本部事務局ほか各班
実施内容	市は、福井県において原子力災害が発生したとき、又は、県より近畿大学原子力研究所から特定事象発生 of 通報を受けた旨通知があったとき、原子力災害警戒本部を設置する。 原子力災害警戒本部は、庁舎大会議室に設置し、定期的に原子力災害警戒本部会議を開催し、各部の情報を共有し、統一された状況認識に基づき、適切な意思決定を行う。 また、災害応急対策が終了したとき、原子力災害警戒本部を閉鎖する。
主な連携先	防災関係機関（連絡調整）、奈良県（連絡調整）

3 拠点避難所等の開設・運営・閉鎖	
担当部	本部事務局、避難所班
実施内容	市は、協定に基づく、福井県敦賀市からの避難者の受入れ要請を受けた場合、県と連携して、拠点避難所（市総合公園）を開設するとともに、直ちに指定避難所から必要な施設を選定して開設し、広域避難者の受入れを行う。 拠点避難所、指定避難所には職員を派遣して、施設管理者と連携して広域避難者の受入れを行う。この際、受入れた被災住民に対し必要な支援情報を提供する。また、避難者対策が完了したときは避難所を閉鎖する。
主な連携先	奈良県（広域避難者の輸送等）、施設管理者（避難所等開設・運営への協力）、ボランティア（避難所等運営への協力）

※避難所が不足するときは、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等の借り上げ、野外に建物仮設、テント使用等、多様な避難所の確保に努める。

理由：防災基本計画の修正（被災者支援の充実）

- ・広域避難時の避難元・避難先市町村間の情報連携

第 1 節 情報収集・整理・伝達

災害発生後、県及び防災関係機関と相互に連携協力し、直ちに被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行う。

なお、収集した情報については、総合防災システムを用いて管理する。

【各項目の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安						
	発災前	発災後～ 3 時間	3 時間～ 24 時間	24 時間 ～3 日	3 日～ 7 日	7 日～ 1 か月	1 か月～
1 通信手段の確保							
2 情報の収集、整理							
3 情報の伝達、報告							
4 市民への情報発信・広報							
(参照) マニュアル編 第 2 章第 1 節 情報収集・整理・伝達 資料集 4-1-1 防災行政無線一覧 資料集 4-1-2 非常通信経路 資料集 4-2-4 県事業担当課への報告系統 資料集 4-2-5 火災・災害等即報要領 様式集 3-1 資料集 4-3-1 報道関係機関一覧 資料集 4-3-2 災害広報文例							

1 通信手段の確保	
担当部	本部事務局ほか各部
実施内容	災害による被害状況等を的確に収集・伝達するために、通信手段を確保する。 通信手段は、一般加入電話、災害時優先電話、携帯電話、衛星電話、インターネット、防災行政MC A無線、奈良県防災行政通信ネットワークシステム、奈良県防災行政通信ネットワークシステム等を基本とするが、それらの利用が著しく困難なときは、警察、消防、交通、電気等の非常通信協議会構成機関が有する自衛通信回線等を活用するほか、市内アマチュア無線愛好家有志団体による支援を受ける。 なお、災害時は電話が輻輳し、かかりにくくなるので、市民に対しては、報道機関等を通じて、災害用伝言サービス（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板）を利用することを周知する。 また、必要に応じて、通信手段が途絶した地域等に特設公衆電話の設置を依頼する。
主な連携先	(株)スイタ情報サービス（市施設の通信の確保）、NTT西日本(株)（通信施設の確保）、近畿日本鉄道(株)（非常通信協力）、関西電力送配電(株)（非常通信協力）、生駒警察署（非常通信協力）、生駒市アマチュア無線非常通信協力会（非常通信協力）、奈良県（防災行政通信ネットワークシステム運用）

2 情報の収集、整理	
担当部	本部事務局ほか各部
実施内容	災害対策方針を決定するために必要な各種情報を収集し、情報を取りまとめる。 組織内部で把握する情報は、各部が適宜所管に係る被害概況調査を行い、人及び住宅、公共施設、ライフラインなどの被災情報を収集し、総合防災システムを用いて情報を整理・共有する。 また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。 なお、被害情報があるときは「火災・災害等即報要領」の様式に整理する。
主な連携先	防災関係機関（被害状況の把握）、奈良県（被害状況の把握）、生駒市アマチュア無線非常通信協力会（非常通信協力）

3 情報の伝達、報告	
担当部	本部事務局ほか各部
実施内容	<p>整理した情報について、総合防災システムを用いて共有するとともに、県、防災関係機関に県防災行政通信ネットワークシステム等を利用し、伝達する。</p> <p>また、「災害報告取扱要領」や「火災・災害等即報要領」に基づき、報告が必要な内容については、それぞれの段階において、区分に応じた様式に記載し、県（又は消防庁）へ報告する。必要に応じ、生駒市総合防災システムと接続した県防災情報システムを通じ、新総合防災情報システム（SOBO-WE B）を活用して内閣府及び関係省庁に当該情報を連絡する。</p> <p>なお、通信の不通等により県に報告できないときは、一時的に報告を消防庁に変更する。このとき、連絡が取れるようになった後は県に対してその旨報告する。さらに、各部ごとにとりまとめた詳細な被害状況は、それぞれ所管の県事業担当課に直接報告する。</p>
主な連携先	防災関係機関（報告の受信）、県（報告の受信）、消防庁（報告の受信）

※区分に応じた様式には、災害概況即報、被害状況即報等がある

4 市民への情報発信・広報	
担当部	本部事務局
実施内容	<p>市民への情報発信・広報は、概ね避難等に必要となる緊急情報と被災後の生活に必要な情報とに分けて、実施する。</p> <p>避難等に必要となる緊急情報は、臨時的に、防災行政M C A無線、緊急速報メール、市登録制メール、報道機関への緊急放送依頼、広報車、市ホームページ、S N S、自治会・自主防災会組織を通じた連絡等により、発信する。</p> <p>また、市民の不安を払拭し、被災後の生活に必要な被害状況、復旧状況、避難生活に係る情報等は、定期的に、報道機関や市登録制メール、広報車、自治会・自主防災会組織を通じた連絡、広報紙、インターネットホームページ、S N S等の利用により、発信する。</p>
主な連携先	自治会（情報の伝達）、報道機関（緊急放送等）

理由：防災基本計画の修正（防災D Xの加速）

第2節 緊急輸送体制の整備

災害時の救助・救急活動、緊急物資の輸送等を迅速かつ的確に実施するため、陸上交通路、航空輸送路を確保するとともに、人員及び物資の輸送に必要な車両、ヘリコプター等、輸送力の確保に万全を期する。また、それに対応できる緊急輸送体制を確保する。

【各項の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安					
	発災後～ 3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1か月	1か月～
1 緊急輸送手段の確保						
2 物資輸送拠点の設置と緊急輸送道路の確保						
3 緊急輸送						
(参照) マニュアル編 第2章第2節 緊急輸送体制の整備 資料集 5-2-4 緊急輸送道路網図						

1 緊急輸送手段の確保	
担当部	本部事務局、消防部
実施内容	<p>市保有車両で緊急輸送を実施するが、車両が不足するときは、協定締結団体、タクシー会社、バス会社、その他輸送業者、建設業者等への協力を要請し、車両を確保する。</p> <p>さらに、車両が不足するときは、輸送区間及び借り上げ期間、輸送人員又は輸送量、車両等の種類及び台数、集結場所及び日時、その他必要な事項を明示して、県又は他市町村等に斡旋を要請する。</p> <p>なお、緊急輸送手段として有効と考えられる場合は、ヘリコプター等の使用について、臨時離発着場を指定して、県に要請する。</p>
主な連携先	協定締結団体等（輸送への協力）、県（応援調整等）

※協定締結団体とは、日本通運株式会社大阪支店、株式会社ホウワ

2 物資輸送拠点の設置と緊急輸送道路の確保	
担当部	救援衛生部、土木部
実施内容	<p>避難所までの物資の輸送効率を上げるため、総合公園体育館に物資輸送拠点を設置する。この際、民間事業者との災害時連携協定に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、指定避難所等までの輸送体制を確保する。</p> <p>また、道路施設の被害が甚大で、緊急輸送道路が途絶したとき、関係機関の協力を得て、道路における障害物の除去、道路施設の応急補修等の道路啓開作業を優先的に実施する。なお、放置車両や立ち往生車両が緊急輸送道路の通行を妨げるときは、運転者等に対し移動を命じ、運転者がいないときにおいては、道路管理者が車両の移動を実施する。</p>
主な連携先	国（所管道路の啓開）、NEXCO 西日本（第二阪奈道路の啓開）、県（所管道路の啓開）、生駒警察署（交通管理者への要請）、生駒建設業協会（障害物の除去）、生駒庭石造園組合（倒木の除去）、日本通運株式会社大阪支店（物資輸送拠点の運営）

3 緊急輸送	
担当部	本部事務局
実施内容	県公安委員会が道路の通行の禁止又は制限を行ったときは、知事又は県公安委員会に対して、緊急通行車両及び規制除外車両の確認を申請し、認定を得て緊

	急輸送を実施する。
主な連携先	生駒警察署（標章の交付等）

※緊急通行車両、規制除外車両の確認申請は、事前届出制度を活用する。

理由：防災基本計画の修正（被災者支援の充実、道路法等の改正）
防災協定の見直し

第3節 受援体制の整備

災害が発生し、その被害が広範囲に及ぶなど、市単独では災害への対応が困難と判断されるとき、あらかじめ締結した応援協定等に基づき他都市や県に応援要請を行い、災害応急対策の万全を期す。

【各項の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安					
	発災後～ 3時間	3時間～ 24時間	24時間～ ～3日	3日～ 7日	7日～ 1か月	1か月～
1 応援の要請・要求 【自衛隊、県】						
【その他応援協定締結先等】						
2 受援体制の確保 【自衛隊、DMAT、TEC-FORCE、緊急消防援助隊】						
【その他応援協定締結先等】						
(参照) マニュアル編 第2章第3節 受援体制の整備 資料集 3-3-2 自衛隊派遣要請要求手続き 関連計画集 受援マニュアル	資料集 5-1-1 防災拠点、受入拠点一覧 資料集 6-1-3 県消防防災ヘリコプター派遣要請手続き 資料集 6-1-4 ヘリコプターの受入れ準備					

1 応援の要請・要求	
担当部	本部事務局、消防本部
実施内容	市長が市単独では災害の対応が困難と判断したときは、自衛隊の災害派遣要請を県に要求するとともに、直接、自衛隊に災害派遣要請を行う。 また、人的支援、物的支援が必要なときは、応援協定締結団体、応援協定締結都市、県、他の市町村に対して、応援を要請する。 さらに、指定行政機関、又は指定地方行政機関の職員及び他の地方公共団体の職員の派遣が必要なときは、県に斡旋を要求する。
主な連携先	応援協定締結団体（協定に基づく支援）、協定締結都市（協定に基づく支援）、県（応援調整）、緊急消防援助隊（消防の応援）、TEC-FORCE（応急復旧対策）、DMAT（医療の支援）、DPAT（精神医療の支援）、自衛隊（災害派遣）

2 受援体制の確保	
担当部	本部事務局ほか各部、消防本部
実施内容	応援を受けるときは、支援する機関との連絡を速やかに行うための連絡窓口を事務局に設置し、派遣部隊等の到着時間、人員、責任者の氏名及び連絡先等を確認する。 この際、「受援マニュアル」を活用し体制を確保する。 また、派遣部隊等の依頼事項を作成するほか、必要に応じて、食料、飲料水、宿泊所、待機場所、駐車場等について調整する。 なお、派遣部隊等到着時は、作業計画等について協議を行い、県に報告する。 自治体応援職員等の宿泊場所を確保することが困難な場合に備えて活用可能な施設やスペースをリスト化しておく。
主な連携先	応援協定締結団体（協定に基づく支援）、協定締結都市（協定に基づく支援）、県（関西広域連合等応援調整）、緊急消防援助隊（消防の応援）、TEC-FORCE（応急復旧対策）、DMAT（医療の支援）、DPAT（精神医療の支援）、自衛隊（災害派遣）

理由：総合防災訓練（災害対策本部訓練の成果）及び「受援マニュアルの作成」

第 1 節 避難行動

市域内において災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに、危険な地域内にある市民に対して避難のための立退きを勧告し、又は指示し、安全な場所に避難させる等人命の被害の軽減を図る。

【各項の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安						
	発災前	発災後～ 3 時間	3 時間～ 24 時間	24 時間 ～3 日	3 日～ 7 日	7 日～ 1 か月	1 か月～
1 避難情報の発令							
2 避難誘導							
3 警戒区域の設定							
4 帰宅困難者対策							
(参照) マニュアル編 第 3 章第 1 節 避難行動 資料集 2-3-1 土砂災害警戒区域ごとの情報伝達方法 資料集 2-2-1 浸水想定区域ごとの情報伝達方法等							

1 避難情報の発令	
担当部	本部、本部事務局、消防部
実施内容	本部事務局は、気象情報、水位情報、 土砂災害警戒情報 、災害情報等を収集し、警戒本部長又は災害対策本部長は避難情報の発令基準にしたがい、避難情報の発令を判断し、市民への情報伝達を実施する。 また、危険が急迫し、緊急を要する場合で、警戒本部長又は災害対策本部長が避難情報の発令の指示ができないときは、消防長または現場近くにいる消防職員、市職員が市長の権限を代行し、避難情報を発令し、事後速やかに警戒本部長又は災害対策本部長に報告する。
主な連携先	消防団（情報伝達等）、自治会・自主防災会（情報伝達等）、県（避難情報の発令の助言）

※避難情報の発令の判断に関しては、奈良地方気象台や県に助言を求めることができる

2 避難誘導	
担当部	本部事務局、消防部
実施内容	消防団、生駒警察署、自主防災会等の協力を得て、避難を必要とする地域の市民が安全かつ迅速に避難できるよう、組織的な避難誘導を実施する。
主な連携先	消防団（避難誘導等）、自主防災会（避難誘導等）、生駒警察署（避難誘導等）

3 警戒区域の設定	
担当部	本部事務局、消防部
実施内容	市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、当該区域への立入りの禁止、制限、又は退去等の措置を講じる。
主な連携先	消防団（警戒区域の設定）、生駒警察署（警戒区域の設定）、自衛隊（警戒区域の設定）

4 帰宅困難者対策	
担当部	本部事務局、教育部（緊急避難場所）
実施内容	市内に大量の帰宅困難者が発生するときは、地震に関する情報、地域の被害情報、災害時帰宅支援ステーションの開設状況に関する情報等について収集し、一時滞在施設の確保に努める。
主な連携先	奈良県、近隣市町村等

理由：防災気象情報の改善（令和 8 年度出水期から運用開始予定）

第1節 避難生活支援

本編 P74

災害による家屋の倒壊、浸水、流失等により避難生活を必要とする住民を臨時に受入れることのできる避難所を指定し、開設する。

避難所では、必要に応じて食料や飲料水、毛布などの生活物資を提供するほか、災害に関する情報の提供や相談受付等、避難生活の支援を行う。

また、避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

【各項の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安					
	発災後～ 3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1か月	1か月～
1 避難所の開設・運営・閉鎖						
2 福祉避難所の開設・運営・閉鎖						
(参照) マニュアル編 第4章第1節 避難生活支援 資料集 5-1-1 防災拠点、受入拠点一覧						
関連計画集 避難所運営マニュアル 避難所運営マニュアル別冊「緊急避難場所の開放と感染症対策」						

1 避難所の開設・運営・閉鎖	
担当部	教育部、救援衛生部
実施内容	<p>緊急避難場所に避難者を受入れたときやその他必要と認めるときは、災害の規模・被害状況、避難者の状況、予想される避難期間の長さ等に応じて、指定避難所から必要な施設を選定し、避難所を開設する。</p> <p>避難所には職員を派遣して、避難所となる施設を管理する職員と連携して避難者の受入れを行う。</p> <p>なお、市民等避難者は、避難所に「避難所運営委員会」を設置し、避難者同士の協力による自主的な運営を行う。</p> <p>また、避難所の運営に当たっては女性や子育て家庭、男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮や子ども・若者の居場所の確保に努めるなど各視点に対する配慮、避難行動要支援者等の多様なニーズに対する配慮等に留意する。</p> <p>このため、避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置すること、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、子ども・若者のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。さらに、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるよう努める。</p> <p>指定避難所の開設・運営は、「避難所運営マニュアル」および別冊「緊急避難場</p>

	<p>所の開放と感染症対策」にしたがい行う。</p> <p>あらかじめ避難所レイアウトを作成し、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッドの設置に努める。また、避難者の健康状態・衛生状態の把握に努め、栄養バランスの取れた適温の食事や入浴、洗濯、より快適なトイレの設置など、生活に必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>開設している指定避難所は、在宅避難や車中泊避難等を含む指定避難所以外の避難者に対する支援拠点として必要な支援を実施する。このため、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。</p> <p>必要に応じ、高齢者、障がい者等の多様なニーズへの対応のため、保健医療福祉活動チーム等の受入れ体制を確保する。</p>
主な連携先	施設管理者（避難所開設・運営への協力）、自治会・自主防災会（避難所運営）、ボランティア（避難所運営への協力）

2 福祉避難所の開設・運営・閉鎖	
担当部	医療福祉部
実施内容	<p>被害の状況に応じて、社会福祉施設等に福祉避難所を開設し、一般の避難所での生活が困難な避難行動要支援者を受入れる。</p> <p>福祉避難所には、福祉避難所担当職員を配置するとともに、避難行動要支援者のニーズに合わせて、手話通訳者、要約筆記者、点訳ボランティア、音訳ボランティア等の人材や福祉用具等を確保する。</p>
主な連携先	社会福祉施設（福祉避難所開設・運営への協力）、ボランティア（コミュニケーション支援等）

理由：防災基本計画の修正（被災者支援の充実、保健医療福祉支援の体制・連携強化）

第 2 節 物資の供給

被災者の生活の維持のため必要な飲料水及び生活用水、食料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、避難行動要支援者や男女等のニーズの違いに配慮する。

【各項の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安					
	発災後～ 3 時間	3 時間～ 24 時間	24 時間 ～3 日	3 日～ 7 日	7 日～ 1 か月	1 か月～
1 飲料水の供給						
2 食料、生活必需品の供給						
(参照) マニュアル編 第 4 章第 2 節 物資の供給 資料集 3-3-1 災害応援協定一覧			資料集 5-1-2 災害時の給水拠点 資料集 5-2-3 給水関係物資の備蓄・整備状況			

1 飲料水及び生活用水の供給	
担当部	奈良県広域水道企業団
実施内容	水道管の損傷等により断水が発生したとき、最小限の飲料水として 1 日 1 人当たり 3 リットルを基準として応急給水を行う。 応急給水は、避難所等に簡易水槽を仮設し、給水タンク車や給水タンクによる運搬等により行う。また、トイレ、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保に努める。 なお、給水量は、復旧状況に応じて、段階的に増やす。
主な連携先	

2 食料、生活必需品の供給	
担当部	救援衛生部、医療福祉部
実施内容	避難所ごとの避難者数を把握し、食料や生活必需品の必要量を算定する。 食料、生活必需品は、原則、備蓄物資を使用するが、必要量が確保できないときは、協定締結先、県等に対して応援要請を行い、また、必要に応じて、生駒市学校給食センターで炊き出しを行い、必要量の調達に努める。 物資の調達は、新物資システム（B-P L o）を活用し施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。 炊出し及び食料、生活必需品の配給にあたっては、ボランティア等の協力を得るとともに、避難者自らも参加して実施する。 なお、炊出しその他による食料の供給は、高齢者、乳幼児、食物アレルギー患者等に配慮したものを供与する。
主な連携先	生駒商工会議所（協定に基づく応援）、日本赤十字社奈良県支部、ボランティア（物資の配給等への協力）、県（応援調整）、農林水産省 生産局農産局 （災害救助米穀等の引渡し）、生駒市災害支援協力会（協定に基づく応援（キッチンカー））

理由：防災基本計画の修正（防災 D X の加速）、

奈良県救援物資訓練の参加成果

農林水産省の組織改編（連絡あり）

第5節 防疫、保健衛生

被災後は、快適な生活環境を確保するため、被災者の健康管理、病弱者の救済、感染症発生防止、衛生の保持に万全を期し、市民生活の安定を図る。

【各項目の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安					
	発災後～ 3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1か月	1か月～
1 防疫活動						
2 被災者の健康維持活動						
3 動物等の収容対策						
(参照) マニュアル編 第4章第5節 防疫、保健衛生						

1 防疫活動	
担当部	医療福祉部
実施内容	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び災害防疫実施要綱に基づき、患者等の人権に配慮しながら、住家等の消毒、避難所の防疫指導、臨時予防接種、感染症患者の移送、薬品や資機材等の調達・配布等の防疫活動を実施する。
主な連携先	医師会（臨時予防接種への協力）、郡山保健所（防疫活動の実施等）

※自らの防疫活動が十分ではないと認められるときは、県に協力を要請する。

2 被災者の健康維持活動	
担当部	医療福祉部
実施内容	被災者（自宅に留まる人や車中泊避難者含む。）の疾病予防、健康保持、災害関連死防止の観点から、巡回相談等を実施し、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。この際、保健医療福祉活動チーム等の受入れ体制を整備する。また、災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）等、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。
主な連携先	ボランティア（健康相談や訪問指導等）、郡山保健所（防疫活動の指導等）、DPAT（心のケアの実施）

※巡回相談、相談窓口における相談員は、男女の配置に努める。

3 動物等の収容対策	
担当部	救援衛生部
実施内容	放浪犬猫の保護及び特定動物による人等への危害防止を実施する。
主な連携先	生駒警察署（人等への危害防止）、ボランティア（動物の保護・受入れ等の協力）、県（愛玩動物等の収容対策）、県獣医師会（負傷動物への対応等）

理由：防災基本計画の修正（保健医療福祉支援の体制・連携の強化）

第3章 被災者の生活再建支援

被災者の被害の程度に応じ、災害弔慰金、災害見舞金、被災者生活再建支援金等を支給するとともに、生活の安定を図るため、各種資金の貸付、住宅の確保等を行い、市民の生活の安定を図る。

なお、実施に当たっては、被災者台帳のデジタル化を進めるとともに、総合相談窓口を設置し、災害ケースマネジメントに基づく被災者に寄り添った支援を実施する。

【各項の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安					
	発災後～ 3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1か月	1か月～
1 罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成 【罹災証明申請・被害認定調査】						
【罹災証明発行】						
2 被災者の生活支援						
(参照) マニュアル編 第6章第3節 被災者の生活再建支援 資料集 7-1-3 生活資金等の支給・貸付概要						

1 罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成	
担当部	救援衛生部
実施内容	各種の支援措置を早期に実施するため、行政書士や司法書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど罹災証明書の交付体制を確立し、住家等の被害程度の調査を行うとともに、被災者に罹災証明書を交付する。 また、必要に応じて、個々の被災者の被害状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど作成し、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討する。被災者の支援の総合的かつ効率的な実施に努める。
主な連携先	県（応援調整）、奈良県建築士会（被害判定調査支援）、奈良県行政書士会（罹災証明書交付支援）、奈良県司法書士会（罹災証明書交付支援）

2 被災者の生活支援	
担当部	本部事務局ほか各部
実施内容	被災者生活支援に関する総合相談窓口を開設し、被災者の生活確保に必要な資金について、それぞれの法律、条令等の定めるところにより、支給・貸付を行う。 □被災者生活再建支援金・見舞金・弔慰金 □当面の生活資金や生活再建の資金 □税金や保険料等の減免・猶予 □住まいの確保・再建のための支援 □その他
主な連携先	国（貸付原資負担、事業補助等）、県（事務委託、貸付原資負担、国への要請等）、市社会福祉協議会（生活福祉資金）、住宅金融支援機構（資金貸付）、協定締結団体等（行政手続きの支援）

理由：防災基本計画の修正（被災者支援の充実、防災DXの加速）